

南国暮らしの会

必携

保存版 2019 年刊



特定非営利活動法人（NPO）

南国暮らしの会

規定・必携編集委員会

11生コ文振特第427号
平成11年9月30日

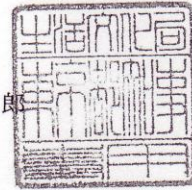
認 証 書

住 所 東京都豊島区巢鴨一丁目15番2-809号

氏 名 池田 徳三郎

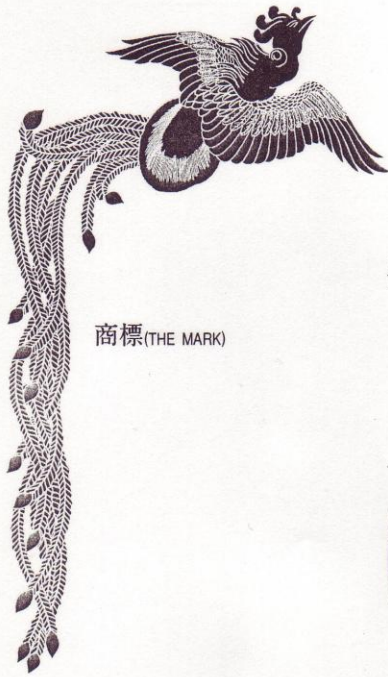
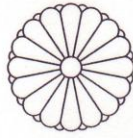
平成11年 6月15日付で申請のあった下記の特定非営利活動法人の設立について、
特定非営利活動促進法第12条第1項の規定に基づき、認証します。

東京都知事 石原 慎太郎



記

- 1 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人南国暮らしの会
- 2 代表者の氏名
池田 徳三郎
- 3 主たる事務所の所在地
東京都豊島区巢鴨一丁目15番2-809号



商標登録証
(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第4810100号
(REGISTRATION NUMBER)

商標(THE MARK)



指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第16類 雑誌

第43類 ホームステイのためにする宿泊施設の提供に関する情報の提供

商標権者(OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

東京都品川区東品川3丁目22番20-1208号

特定非営利活動法人南国暮らしの会

出願番号(APPLICATION NUMBER)

商願2003-098310

出願年月日(FILING DATE)

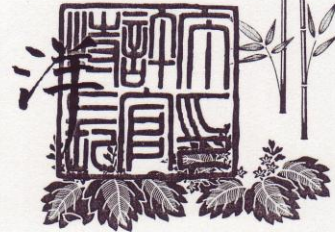
平成15年10月24日(October 24, 2003)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成16年10月15日(October 15, 2004)

特許庁長官(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

小川



目 次

・表紙	表紙 1
・認証書（東京都認証 [特定非営利活動法人]）	表紙 2
・商標登録証	表紙 3
1. 定款	5-16
2. 細則	17-21
3. 支部細則	22 - 24
4. BBS 及び ML 規約	25-28
5. 組織図	図 1-1
6. 支部長メールアドレス	表 1-1
7. 申請書類	
入会申込書	申請 1
退会届	申請 2
住所等変更届	申請 3
再入会申込書	申請 4

(注) 今後改定については、都度 BBS 及び HP に掲載いたします。
必携最新版については BBS 及び HP をご参照下さい。

特定非営利活動法人 南国暮らしの会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人南国暮らしの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都台東区下谷三丁目20番20号リベルテ下谷501に置く。

(目的)

第3条 この法人は、ボランティアスピリットに則り、わが国のリタイアリー（退職者等）が、暖かい南の国々等（わが国のリタイアリーを歓迎してくれる南の国々等）において、年金等で豊かな老後の生活を楽しみ、安心して適切な介護、療養を受けられる地域を調査・開発し、更に啓蒙・斡旋し、その成果を会員及び広く国民に普及するほか、会員相互の交流・親睦をはかりながら、併せて南の国々等及びその人々との親善と協力を行う。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 環境の保全を図る活動
- 3 国際協力の活動
- 4 上記の活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- 1 リタイア後、南の国々等に居住することを推進していく活動
- 2 高齢者、障害者等のための介護・療養に関する情報の収集、調査研究及び情報提供活動
- 3 体験滞在、旅行会等の情報提供活動
- 4 南の国々等の風俗、慣習、国民性、生活環境等に関する情報の収集、調査研究活動
- 5 南の国々等の暮らしに関する講演会、講習会、研究会等の主催
- 6 南の国々等の暮らしに関し内外の学校・研究所・医療機関等の団体との連絡・協力による、資料・情報の交換
- 7 この法人の会報、案内書、報告等の作成及び配布
- 8 これら各項に関連する事業、及びこれらに関連する事業の情報の収集、保管、開示、広報活動の実施

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 正会員は、この法人の目的を達成するための事業活動に賛同し、協力する者とする。

2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、その者が第1項の掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な事由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して6ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上20人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、2人以内の副理事長をおくことができる。

(選任等)

第14条 監事は総会において、理事は理事会において選任する。

2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べる
- こと。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 理事が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、又は本人の職務遂行に耐えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第19条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項
- (10) 資産管理の方法
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 役員職務
- (13) 会員の除名

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条(第26条、第27条)の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人1人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会には、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の場合にはその日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 理事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

(構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

2 前項の場合、事後総会の承認を経る。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 計算上剰余金を生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く)したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 55 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 56 条 事務局長及び職員の任免は理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(付則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表の通りとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成12年度の総会の日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立から平成12年3月31日とする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

*個人入会金 3,000円

◇団体入会金 10,000円

*個人年会費 3,000円

◇団体年会費 30,000円

7 平成13年10月19日一部変更

8 平成28年5月29日一部変更

9 平成31年2月18日一部変更

以上

《注》

上記の入会金及び会費は設立当初の設定額で、以降の会費等は第8条の規定により変更。現行の会費等は別冊「南国暮らしの会」『細則』【付表】の会費関係一覧表による。

別表

	役職名	(フリガナ) 氏名
1	理事長	イケダ トクサブロウ 池田 徳三郎
2	副理事長	タケウチ ツカサ 竹内 司
3	理事	サカウ カゲテル 酒匂 景輝
4	理事	ニシムラ ケンジ 西村 憲司
5	理事	ミイタ マサトシ 三井田 雅俊
6	理事	ニシダ タダマサ 西田 忠正
7	理事	タカサキ ヒロアキ 高澤 弘晃
8	監事	アヤキ ノブ 青柳 信
9	監事	トミカキ キクヲ 富永 喜久夫

南国暮らしの会 細則

第1条【名 称】 本会は「南国暮らしの会」と称し、通称を「南の会」とする。

第2条【事務所】 定款記載の事務所の外に連絡所として下記を置く。

連絡所1：理事長が東京都以外に在住の場合の理事長宅

連絡所2：担当理事宅

連絡所3：支部長宅

第3条【目 的】 本細則は定款第58条の定めにより、定款の施行に関して必要な細則として、理事会の議決を経て理事長が定めるものである。

第4条【事 業】 定款で定められた事業達成のため、次の活動を行う。

(1) 会員の情報交換および親睦のために、情報交換会、サロン会等（以下、例会という）および懇親会を開催する。例会、懇親会は支部の主催とする。

(2) 会員名簿を発行する。（会費未納のため当年度会員資格が停止中の会員は会員名簿に記載されない場合がある。会員名簿発行後の新規会員は補充名簿で補う。）

(3) 会報を発行する。発行回数は年2回以上とする。

(4) 入会希望者用資料、南の会必携等を作成する。

(5) 対外広報のためのホームページを開設する。

(6) 会員相互の情報交換・連絡のための南国暮らしの会掲示板（BBS）およびメーリングリスト（ML）を開設・運営する。BBS および ML は別途定める BBS 規約および ML 規約に則って運用する。

(7) 本会と相互協力する団体を友好団体とする。友好団体は理事会での承認を必要とする。

第5条【組 織】 前条の活動を行なうため、次の組織を定める。

(1) 理事会

理事会の構成、権能等は定款第4章会議に定めるところによる。

また、理事の選任、職務等は理事服務規程に拠るものとする。

(2) 部会

会の業務を行うために理事会に次の部会を設ける。

①総務部会

②経理部会

③広報部会

④ネット部会

⑤会員部会

⑥会報部会

それぞれの部会の具体的な活動内容は部会内規、BBS 規約、ML 規約に定める。

(3) 委員会

会の業務を行うために部会に委員会を設け、委員会に委員を置く。

① 委員の人選は委員長（理事および理事経験者が兼務）に一任する。委員長は構成メンバーを理事会に報告する。総務委員会は委員会の構成表として会報に記載する。

② 委員会は委員会内規を定めることができる。

③ 委員の委嘱状は発行しない。

(4) 特別委員会

理事会は特別委員会を開設し、特命事項を委嘱することができる。

① 委員の人選は委員長（理事および理事経験者が兼務）に一任する。委員長は構成メンバーを理事会に報告する。総務委員会は委員会の構成表として会報に記載する。

② 特別委員会の委員長は概ね半年から一年以内に理事会に答申を行なう。

(5) 支部

国内支部、海外支部を設けることができる。その詳細は支部細則による。

(6) 組織の詳細は南国暮らしの会運営組織図による。

第6条【会 員】

(1) 正会員は定款第6条に則り、この法人の目的に賛同し、会員として認められて入会した個人及び団体で、表決権を有する者とする。

① 個人正会員は希望する配偶者を家族会員として登録することができる。この場合、正会員同様の扱いを受けるが、家族会員は表決権を有しない。

(2) 賛助会員は、理事会の承認を得て営業行為を行うことのできる個人及び団体で、表決権を有しない者とする。

① 賛助会員は表決権を除いて正会員と同様の扱いを受ける。

② 賛助会員は次に掲げた営業行為を行うことができる。ただし事前に理事長の許可を受けなければならない。

・ 会報への広告の掲載 なお料金は別途必要とし、付則で定める。

・ 会員へのEメールによる宣伝

・ 例会での宣伝

③ 賛助会員が理事長の承認を得て営業行為や旅行会等を行う場合、トラブルや事故の責任は賛助会員および参加者が負うこととし、会は一切責任を負わない。

④ 賛助会員資格更新の可否は理事会が決定し、延長しない場合は本人に理由を通知する。

⑤ 賛助会員の資格は1年とし、双方から申し出がない場合自動延長する。

(3) 外国居住者が入会を希望する場合は、通常書類の他、当該支部長あるいは支部長代行の推薦状を添付しなければならない。

第7条【会 友】

(1) 会友は、南の国に長期滞在し、本会の趣旨に賛同し、本会を支援し滞在地の情報を提供できる者とする。

(2) 会友の選任、解任は、外国支部のある地域では支部長の推薦、その他の地域は役員の推薦により、理事会の了承を得て行う。

(3) 会友は本会会費を免除する。会友が正会員登録を希望する場合は入会金を免除し当該年度の会費を拠出する。

(4) インターネットや各支部を通じての情報インフラが発達していることを鑑み、新規の会友は置かないこととする。

第8条【入会金・会費等】 本会の運営資金は会員の会費及び寄付をもって賄う。

(1) 入会金は下記の通りとする。

◇個人会員入会金：5,000円

◆賛助会員入会金：10,000円

(2) 会費（年会費の期間は4月1日から翌年3月31日とする。）

① 年会費は下記の通りとする。なお月割りはしない。

家族会員は不要とする。

◇個人会員年会費：5,000円

◆賛助会員年会費：50,000円（個人・団体とも）

② 個人会員が賛助会員に資格を切り替える場合、納入済個人会費を賛助会員入会金及び年会費に充当しない。

第9条【入 会】 会員の入会は次の手続きによる。

(1) 入会希望者に対し入会資料（入会案内、会員申込書、郵便振替用紙を送付する。

(2) 会の趣旨・定款に納得した入会希望者は、入会申込書を郵送もしくはメール送付し、遅滞なく入会金・年会費を支払う。

(3) 入金が確認できた段階で会員資格を認め、会員証・南国暮らしの会必携・当年度既発行の会報を送付する。なお理事会が会員にふさわしくないと判断した場合、入会を断ることができる。その場合のみ、入会金および会費は返還する。

第10条【退会・その他】

- (1) 会員は退会届を理事長に提出することでいつでも退会できる。
- (2) 再入会を希望する者は、入会金を免除する。
- (3) 前年度末までに会費が未納の場合は、当年度会員資格が停止され、総会での表決権を始めとする会員としての権利を享受することができない。さらに、会費を9月30日まで未納の場合、10月1日時点で自動的に退会扱いとなり会員の資格が喪失する。
- (4) 正会員が死亡した場合、自動退会とする。但し、配偶者から申し出があれば家族会員を正会員として登録することができる。
- (5) 次の事項に抵触した会員に対し理事会は退会の勧告を決議できる。
 - ① 国内外を問わず、夫々の国の法を犯し司法にて、有罪の判決を受けた者 但し人身事故でない交通事故は除く
 - ② 会員の行動が、本会を汚す様な報道がマスコミになされた場合の当事者
 - ③ 本会又は会員を不当に傷つけ、又は本会の目的に反する行為をした会員

第11条【自己責任の原則】 会員は、個人として行う行為について自ら責任を有し、責任を会に転嫁してはならない。

- (1) 賛助会員以外の会員は、会員の立場を利用した営利行為、宣伝行為をしてはならない。また、このような行為において金銭等の授受をしてはならない。
- (2) 会員は、個人が行う海外での不動産取引、個人が参加する旅行、宿泊の契約など会員の立場を離れて行う行為については、本会の名称など本会と関わりがある表示・表現などをしてはならない。
- (3) 会員が個人として行う行為についての一切の責任はその個人に帰属し、会は一切の責任を持たない。会員の紹介・斡旋による場合も同様である。
- (4) 会員は、例会、懇親会、会報、南国暮らしの会掲示板（BBS）など会が提供する情報交換の場において、他の会員を誹謗、中傷、悪意の批判をしてはならず、またプライバシーに関わる情報をみだりに公開してはならない。これにより生ずる一切の責任について会は責任を持たない。

第12条【会運営の原則】

- (1) 本会は個人間の争い、紛争に介入してはならない。
- (2) 本会は不動産および旅行会・体験滞在・宿泊など（以下旅行等という）の営利事業は行わない。なお、会は会員が行う不動産取引、旅行等について生ずるトラブルについて一切の責任を負わない。
- (3) 本会を運営する人員は無報酬のボランティアによる。会員は会運営に必要なボランティアを積極的に引き受け、業務を分担することが望まれる。少数の会員に業務を集中し過重な負担を掛けてはならない。
- (4) 交通費、旅費、事務用品など会運営に必要な費用は実費精算とし、それ以外の金銭は支給しない。
- (5) 本会（支部を含む）が主催する例会・懇親会など催し等の費用については受益者負担を原則とする。

第13条【役員】 役員は正会員から選出する。

- (1) 定款（第13条）で規定する役員の内、監事は総会において、理事は理事会において選任する。但し理事は次期総会に諮り承認をもって信任されるものとする。役員として本会に貢献したい正会員は総会開催日の45日以上前に理事会に届け出る。
- (2) 監事の選任、理事の信任は、表決権行使書を含む総会出席正会員の単記制（1人1票）により、過半数の賛成をもって行う。
- (3) 理事
 - ① 各理事は本会の業務を分担し、その業務の責任者として業務分担等を効率的に推進する。
 - ② 分担業務毎に理事は原則として複数制にし、業務の円滑運営を図る。（退任者などの業務停滞防止策）
 - ③ 理事会における理事の選任及び解任議案は当人を除く3分の2以上の表決を必要とする。解任の場合は無記名投票とする。
- (4) 監事
 - ① 各監事は定款第15条第4項に定められた業務を遂行する。

- (5) 理事・監事の任期は2年間とし、再任を認めるが継続3期の6年間を限度とする。役員に着任期は原則として通常総会より次の通常総会までとする。但し実務は通常総会終了後、次期役員に業務引継ぎ迄とする。
また、業務の都合上理事職の退任が困難な場合は、前記限度を超えて留任し、当該業務の終了後理事職を退任することができるものとする。
- (6) 理事・監事が年10カ月以上外国に居住する場合は、役員業務を遂行できないので辞任届を提出する。

第14条【相談役・顧問】

- (1) 相談役は理事長の求めに応じて、理事会のアドバイザーになることを了承した者で、理事・監事経験者の中から理事長が委嘱することができる。
- (2) 顧問は理事長の求めに応じて、南の会のアドバイザーになることを了承した者で、正会員・賛助会員の中から理事長が委嘱することができる。
- (3) 相談役と顧問は、理事長の求めがある場合に限り理事会に出席し、求められた内容に関してアドバイスを行うことができる。また役員会に出席し、意見を述べることができる。
- (4) 相談役および顧問の任期は、委嘱した理事長の退任までとする。その後は新理事長の判断による。

第15条【諸会議】

- (1) 総会
通常総会は原則として会計年度終了後3ヶ月以内に東京で毎年1回開催する。総会の会場・日時は会報に掲載する。
- ① 総会参加資格者は3月31日現在の正会員で、且つ3月31日までに次年度年会費を納入した者とする。但し3月31日が金融機関の休業日と重なった場合には休業日の翌営業日に次年度年会費を納入した者を含む。
- ② 表決権がなくても、総会当日会員資格のあるものは傍聴を可とする。
- (2) 理事会
理事会は原則として年6回開催する。但し、臨時理事会を開催することができる。
- ① 理事は出席が義務であるが、やむを得ず欠席する場合、書面で理事長に委任状を出さなければならない。
- ② あらかじめ通知された事項について書面による賛否を明らかにした事項を除き、欠席理事に議決権はない。
- ③ 理事会議事録は役員および顧問、相談役、各支部長に配付する。
- (3) 役員会
本会に定款第20条で定められた総会、理事会の他に役員会をおき、会発展のため、年1回以上開催し情報、意見交換などを行う。
- ① 役員会構成メンバーは、役員および顧問、相談役、国内支部長(一時帰国中の海外支部長を含む)とする。
- ② 役員会で議決の必要な事項が発生した場合、臨時理事会に切換え議決を行う。その場合の議決権は出席理事のみとする。

第16条【細則の改廃】

本細則の改廃は理事会の議決を経て理事長が定めるものとし、その結果を速やかに会員に報告する。

制定日

平成10年1月30日 「南国暮らし夢の会」会則として制定

平成27年12月5日 全面改訂

平成29年12月9日 一部改訂

令和元年12月14日 一部改訂

【付 則】

1. 本会会費から慶弔、懇親会等の費用は支出しない。会報発送作業、部会・委員会の打合せなどの会合で少額のお茶・菓子の支出を行うことができる。
2. 本会には慶弔見舞制度は設けない。
3. 会場などの設営、後始末は会員相互が協力し(都合の付く人は自発的に)、円滑な運営が図れるように努める。

4. 会員は収集した情報を許す限り会員（事務局に提供し会報等に掲載）に公開し、会員相互の情報交換を推進する。
5. 広告受付（会報に情報〔旅行、居住、不動産物件等〕入手を目的に理事会の承認を得た広告を掲載する。）
 広告料金（原則A4版モノクロとする）
 - ① 表2（表紙裏）1頁・・・・・・・・3万円
 - ② 記事1頁・・・・・・・・2万円
 - ③ 表3，4（裏表紙裏表）1頁・・2万円
 - ④ A5版など縮小版の広告料金は按分とする。
 - ⑤ カラー広告料金は上記の3倍とする。
 - ⑥ 広告原稿は完全版下（A4版）とする。
6. 「定款」「細則」その他、会員に有益な諸資料を総括して南の会必携として正会員に配付する。
7. 海外支部の会員に色々お世話頂く時は感謝の気持ちで接し、心豊かな会員として常識の範囲内でのお礼をするのが望ましい。
8. 個人会員による会報および南国暮らしの会掲示板(BBS) およびメーリングリスト(ML)への広告掲載、また情報交換会などでの営利宣伝活動は認めない。
9. 友好団体との関係について、国内外の友好団体とは団体相互の利益を勘案し、許す範囲で情報交換や会報等の交換を行う。但し、理事会の承認を得て実施する。

南国暮らしの会 支部細則

第1条 [目的] 南国暮らしの会支部活動を組織的、効果的に推進するため、理事会と支部並びに支部間の交流をスムーズに実施し、併せ支部と地域社会との交流と親睦をはかることを目的とする。

第2条 [支部] 支部は前条の目的を達成するため、国内支部と海外支部に分類し、支部長宅を連絡所とする。

2. 国内支部の範囲は原則として県単位に以下の通りとする。

北海道支部 : 北海道全域

東北支部 : 福島・宮城・岩手・青森・秋田・山形

関東甲信越支部 : 東京・静岡東部(大井川を分岐点とする)・神奈川・千葉・埼玉・茨城・群馬・栃木・新潟・山梨・長野

東海支部 : 愛知・三重・岐阜・静岡西部・富山

関西支部 : 大阪・広島・岡山・島根・鳥取・兵庫・和歌山・京都・奈良・滋賀・福井・石川・香川・高知・愛媛・徳島

九州支部 : 福岡・佐賀・熊本・大分・長崎・宮崎・鹿児島・沖縄・山口

3. 海外支部については会員のロングステイ状況にあわせ理事会で決定する。

4. 支部の設立または廃止については会員より理事長への申請により理事会にて審議の上決定する。

第3条 [支部の活動] 支部の活動は定款・細則を遵守し、その活動範囲内で非営利活動を行なう。

1. 支部会・情報交換会・調査研究会・講演会・講習会・親睦会等の活動をする。

2. 南国暮らしの会会報・案内書・報告書等の作成に協力し、資料・情報等を提供する。

3. 地域社会の諸団体と連絡・協力し、情報の収集に努め、会員に提供する。

第4条 [支部会員] 南国暮らしの会会員は原則として住所地の支部に所属する。

但し、地理的条件や個人的事情によっては区分外の支部に所属することができる。

2. 支部会員は支部活動に協力するものとする。

第5条 [支部役員] 支部に次の役員を置くことができる。

(1) 支部長・副支部長・会計 (2) 監事 (3) その他支部長が必要と思われる役員

2. 支部長の任期は1期2年とする。但し、再任を妨げない。

第6条〔選任等〕 支部長は理事長が理事会に推薦し、承認を得て任命する。（緊急の場合、事後承認も可とする。）

2. 副支部長・会計・監事、その他支部役員は支部会で選任し支部長が決定する。

3. 支部は支部役員名簿を理事会に報告する。

第7条〔職務〕 支部長は支部を代表し、支部業務を総括する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が職務の遂行ができないとき又は欠員となったときは、その職務を代行する。

3. 支部役員は役員会を構成し、支部の活動を遂行する。

4. 支部監事は、定款15条4項に定める規定を準用する。

第8条〔任期等〕 定款第16条に定める規定に準用する。

第9条〔欠員補充〕 定款第17条に定める規定に準用する。 支部細則―2

第10条〔解任〕 定款第18条に定める規定に準用する。

第11条〔支部総会〕 支部総会は支部会員をもって構成し、年1回南国暮らしの会総会の後に開催する。支部役員は辞任または支部総会において任期満了した後も原則として後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

2. 支部総会は、定款第4章に定める規定を準用する。

第12条〔支部役員会〕 支部長が必要と認めるとき、支部役員会を開催する。

2. 支部役員会は、定款第4章に定める規定を準用する。

第13条〔会計・予算〕 各支部会計は金銭出納帳により管理し、収支報告書を作成する。次年度予算については、支部行事計画及び支部共通費（役員会交通費・通信費・コピー代など）を記載し、収支報告書とともに支部推進部会に報告する。

第14条〔海外居住者の入会〕 海外居住者が本会に入会を希望する場合は、当該支部会員の推薦状を前提として入会を決定する。

第15条〔細則の改廃〕 この支部細則は支部の意見を聴取し、定款の規定により理事会の決議をえて理事長が定める。

平成15年12月14日「南国暮らしの会」支部細則として実施

平成18年5月27日 一部改訂

平成21年5月30日 一部改訂

平成25年5月19日 一部改訂

平成27年12月5日 一部改訂

南国暮らしの会掲示板（ＢＢＳ）およびメーリングリスト（ML）規約

２０１４年３月制定

２０１７年１０月改定

ネット委員会

南国暮らしの会掲示板（以下、南国ＢＢＳと言います）および南国暮らしの会メーリングリスト（以下、南国MLと言います）は、「南国暮らしの会」の情報交換の場で会員専用の掲示板およびMLです。南国ＢＢＳおよび南国MLを利用し会員相互が楽しく、和気藹々に且、円滑に運営する為に本規約を設けます。

１．ネット委員会

南国ＢＢＳおよび南国MLを円滑に運営する為、ネット委員会を設けます。ネット委員会は理事会のもとにあり、南国ＢＢＳおよび南国ML運営の実務を行います。委員会は次の事項を担当します。

- （１）会員のメールアドレスの登録および維持
- （２）規約違反を防止するための適切な処置の実施
- （３）その他、ＢＢＳ、ML運営に必要とネット委員会が認める事項
- （４）ネット委員は南国ＢＢＳおよび南国ML管理者を務め、運営の実務を担当します。

２．自己責任の原則

南国ＢＢＳおよび南国ML参加者は、自己責任の原則の下、その投稿に責任を持たなくてはなりません。南国ＢＢＳおよび南国MLへの投稿内容は、虚偽、或は他人を中傷・誹謗する内容であってはならず、投稿に関わる一切の責任は投稿者に帰属します。

３．遵守事項

南国ＢＢＳおよび南国ML参加者は、会にふさわしい内容を維持するために下記の事項を遵守しなければなりません。

- （１）個人への中傷、誹謗、悪意の批判等および個人のプライバシーに関する情報は禁止します。
- （２）政治、宗教及び思想的宣伝に関する投稿は禁止します。但し、LS対象国の一般的情報についてはこの限りではありません。
- （３）営利行為、宣伝行為に関わる投稿は禁止します。
- （４）この南国ＢＢＳおよび南国MLは楽しい情報交換の場です。論戦を展開

する場では有りません。他人が不快と思う内容は禁止します。また一方的な観点に立った教唆・扇動的内容も禁止です。

(5) 個人メールを発信者の承諾を得ないで南国BBSおよび南国MLへ転載することを禁止します。

(6) 南国BBSへの会員外からの書き込みを防止するために、南国BBSの閲覧パスワードを会員外へ教えてはなりません。

4. 規約違反に対する処置

ネット委員会は、この規約への違反がある場合、および「南国暮らしの会」に不適切な内容の書き込みと判断した場合は、違反当事者に警告を行い、また南国BBSでは該当する記事を非表示あるいは削除、南国MLでは投稿の管理、投稿禁止、配信の停止および登録削除を行うことがあります。

退会に伴う削除および本人からの依頼による削除を除く登録削除はネット委員会から理事会へ理由を付して提案し了承を得て行います。それ以外の処置はネット委員相互の協議によりネット委員会が行います。

ガイドンス (メールアドレスの登録・変更)

メールアドレスは、会員および家族会員はそれぞれ1個登録できます。

メールアドレスの新規登録および変更は必ずネット委員会へ通知してください。

宛先：mail.iinkai@gmail.com

件名：メールアドレスの変更 (あるいは新規登録)

- ・会員番号
- ・氏名
- ・メールアドレス

会員番号と氏名の記載がないと、会員外と区別できず受け付けません。

ガイドンス (南国BBS)

1. BBS サイト

<http://6244.teacup.com/minaminokai/bbs>

メールではありませんので自動的に配信されません。上記のサイトへ自分で見に行く必要があります。初めて見る場合は、「パスワードを保存する」にチェックを入れ、パスワードを入力して入室します。開いた画面で「お気に入りバー (ブックマークバー)」あるいは「お気に入り (ブックマーク)」に登録すると、次回開くときに便利です。

2. パスワード

パスワードは、必要に応じて変更することがあります。新しいパスワードは、登録したメールアドレスにあてて会員へメールで通知します。このために会員は最新のメールアドレスを登録する必要があります。

- ①新規会員へは、パスワードを記載したメールを送ります。
- ②パスワードが不明な場合、パスワードを請求するメールは随時受け付けます。ネット委員会のアドレスへ請求メールを送ってください。パスワードは会員のみに表示します。会員番号と氏名の記載がない請求には応じません。

宛先：mail.iinkai@gmail.com

件名： 南国BBSパスワード請求

- ・会員番号
- ・氏名

3. 掲示板への書き込みについて

- ①会員番号、氏名を明記して書き込んでください。
- ②同じテーマで書き込む場合は該当するスレッドを選んで書き込みます。該当するスレッドがない場合は掲示板本体に書き込みます。
- ③写真を添付できます。それ以外のPDFファイルなどのファイルは添付できません。
- ④書き込んだメッセージを、自分で修正、削除できます（掲示板の最下部に修正・削除ボタンがあります）。

ガイダンス（南国ML）

1. MLへ参加するには、メールアドレスの登録が必要です。

ML未参加の方は、MLへ参加登録申し込みをして下さい。新規加入者はネット委員会が参加登録を行います。

参加登録申し込みは、メールで下記の事項を記入してML委員会へ送って下さい（メールのみで申し込みを受け付けます）。

宛先：mail.iinkai@gmail.com

件名： 南国MLへの参加登録希望

- ・会員番号
- ・氏名
- ・配信先メールアドレス

2. 投稿方法、投稿メールの作成法

- (1) 件名欄には文章の全体がわかる内容を簡潔に記載下さい。
- (2) 文章の最初に自分の会員番号と名前を必ず書いてから、その後に本題内容をお書き下さい。
- (3) 文章は、簡潔に、楽しく皆さんに情報提供願います。長文の時は、分割して投稿するか、「関心のない方は以下削除して下さい」等があると親切です。
- (4) メールに写真、PDFファイルなどを添付できます。
- (5) メールへの投稿宛先は次の通りです。

minaminokai@googlegroups.com

- (6) MLメールを発信しますと、ML登録者全員に配信されます。個人メールなどを誤って投稿しますと、全員が閲覧することになります。投稿前に宛先アドレスを再度確認して下さい。
- (7) 投稿したメールは投稿者には配信されません。自分へも配信する場合は、自分のメールアドレスを併記して送信します。
- (8) MLで配信されたメールに返信した場合の返信先は投稿者です。
- (9) 登録会員全てに強制的に配信するMLの特性から、受信者の中には多頻度あるいは長文の配信メールを嫌う方もいます。従って同一テーマで多頻度で投稿する場合、あるいは長文の投稿の場合は南国MLでなく南国BBSに投稿するようにご配慮ください。

南国暮らしの会運営組織図

本部構成

支部構成

国内支部

- 北海道支部
- 東北支部
- 関東甲信越支部
- 東海支部
- 関西支部
- 九州支部

海外支部

- マニラ支部
- セブ支部
- バギオ・パンシオン支部
- ダバオ支部
- チェンマイ支部
- KL支部
- ペナン支部
- ハワイ支部
- ヨーロッパ支部
- バンコク支部

理事会

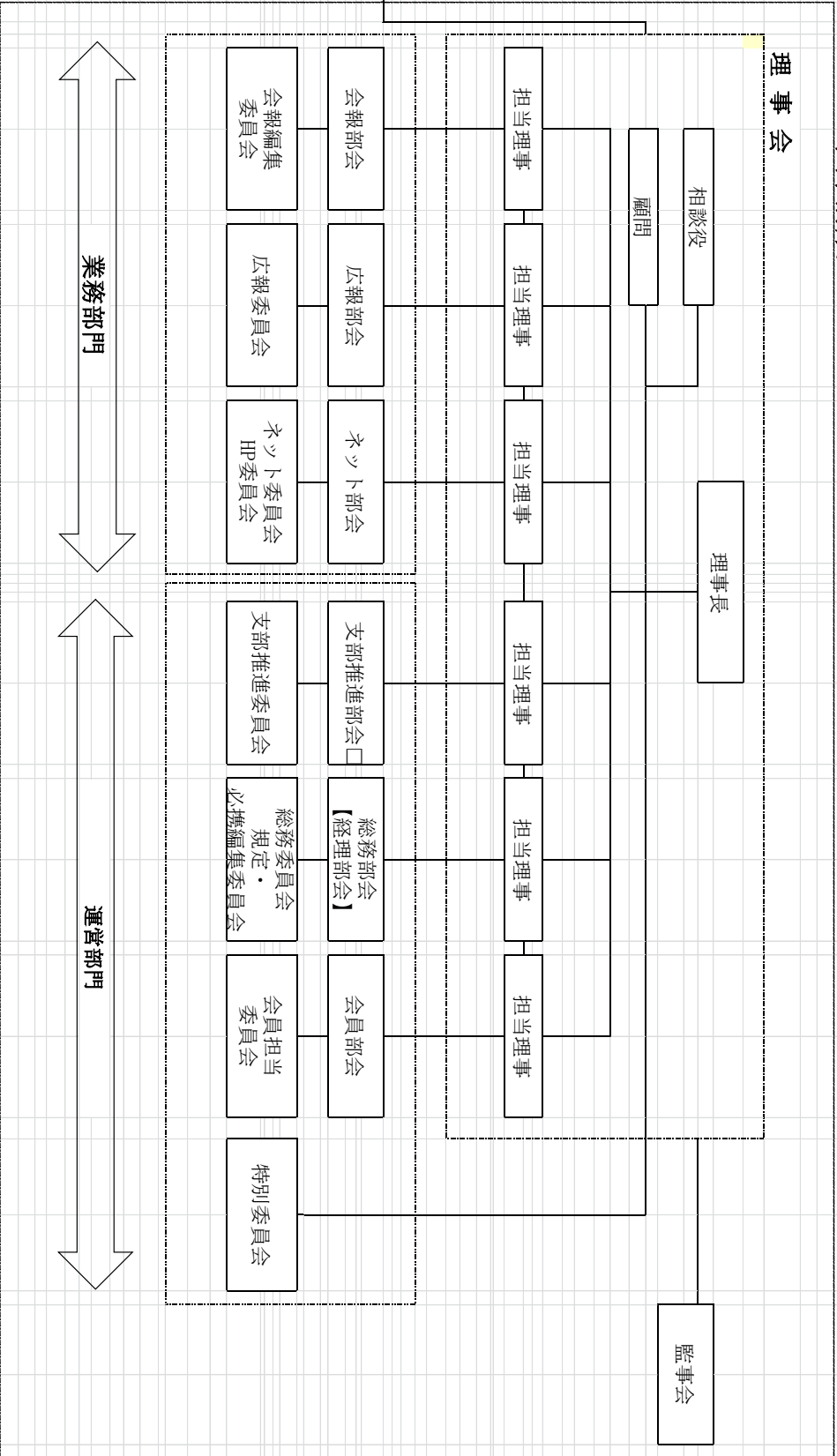


図-1

		南国暮らしの会	支部一覧		2020年5月24日現在
支部名	会員番号	支部長名	e-mailアドレス	備考	
北海道支部	1285	桂 裕章	katzh1788@yahoo.ne.jp		
東北支部	1027	佐藤 周司	shuiisato1947@yahoo.co.jp		
関東甲信越支部	1591	肥後 信彦	nob3914@yahoo.co.jp		
東海支部	1674	神谷 宜門	yutomo@sds.so-net.ne.jp		
関西支部	1608	森川 建	t.moriken72@gmail.com		
九州支部	581	朝永 清寿	ktomo581@yahoo.co.jp		
チエンスイ支部	239	伊藤 寛	kan_ito_9@hotmail.com		
バンコク支部	—				
ペナン支部	813	石渡 清志	ishil951@ig8.so-net.ne.jp		
クアラルンプール支部	1831	西田 富男	nishida@pollars.co.jp		
マニラ支部	—				
セブ支部	198	川上 雅久	sanes341@yahoo.co.jp	支部長代行	
バギオ・バンガジナン支部	227	齋木 一	saikihajime@hotmail.com		
ダバオ支部	1261	藤本 晴久	katorudawann@yahoo.co.jp		
ハロイ支部	1278	外池 一子	kzk.tonoike.576@gmail.com		
グローバルコースト支部					

(年の記入はすべて西暦)

NPO法人

年度入会

「南国暮らしの会」入会申込書

会員番号 No.

会費等受付： 年 月 日

申込書受付： 年 月 日

資料請求： 年 月 日

私は「南国暮らしの会」（通称「南の会」）の定款を遵守し、良識ある行動をとることを誓約し、入会します。

フリガナ	ローマ字 (パスポート記載通り)	年 月 日生
※氏名：	印	性別：男 女 既婚・独身

フリガナ	※住所・〒：
------	--------

TEL：	FAX：	携帯：
------	------	-----

※入会目的：①移住希望 ②海外にロングステイ ③海外移住調査 ④面白そう ⑤その他

現在所属団体：①ロングステイ (財) ②ワールドステイクラブ ③ロングステイクラブ ④その他 (名称)

職業：現・元：	免許：
---------	-----

資格：	趣味：
-----	-----

海外で活かしたい	(記入は任意です)
----------	-----------

特技・知識	
-------	--

これからやりたい事	
-----------	--

会を知った情報源 (具体的に)	
-----------------	--

※Eメールアドレス	(携帯電話のアドレスは入れないでください) @
-----------	-------------------------

会の業務に協力出来る方はご記入下さい	会役職 (理事、監事、顧問、委員等) ・会報作成 (構成、ワープロ、校正、発送業務) ・その他
--------------------	---

フリガナ	ローマ字 (パスポート記載通り)	年 月 日生
------	------------------	--------

※家族会員氏名：	性別：男 女 夫・妻・子
----------	--------------

職業；現・元：	免許：
---------	-----

資格：	趣味：
-----	-----

海外で活かしたい	(記入は任意です)
----------	-----------

特技・知識	
-------	--

これからやりたい事	
-----------	--

緊急の連絡先(必ずご記入ください)	
-------------------	--

フリガナ	続柄
------	----

氏名：	
-----	--

フリガナ	
------	--

住所・〒	
------	--

TEL：	FAX：	携帯：
------	------	-----

注1) 氏名・住所は楷書で記入してください。年の記入はすべて西暦をお願いします。

注2) ※印の項目(住所は市・区まで)は会員名簿に掲載します。公開を望まない項目があれば朱記して下さい。

注3) 初年度諸会費は¥10,000.です。内訳：入会金¥5,000、年会費¥5,000

注4) 郵便振替口座番号：00170-7-24682、口座名：「南の会」 ・振込み費は皆様の負担をお願いします。

注5) 上記諸会費の領収書は発行しませんので、ご利用明細書を領収書代わりに保管して下さい。

注6) 特に1月から3月までの入会者は入会年度をハッキリ明記して下さい。

*担当及び紹介者資料、提供・送付日：	年 月 日	サイン又は印	2019.11.16改訂
--------------------	-------	--------	--------------

退 会 届

NPO 法人 南国暮らしの会

理事長 殿

会員番号
氏 名 印

私、この度下記理由により 年度をもちまして
貴会を退会致します。

理由 (適切な個所を○で囲んでください)

- ・一身上の都合
- ・家事都合
- ・その他

本会が、より良い会に発展する為（前向きな考え）について、ご意見頂けると幸いです。

月 日

住所等変更届

NPO 法人 南国暮らしの会

理事長 殿

会員番号

氏名

この度下記の項を変更しましたので届出致します。

・住所 (新)：〒

・氏名 (新)：

・電話・FAX (新)：

・メールアドレス (新)：

・その他：

(年の記入はすべて西暦)

NPO法人

年度入会 「南国暮らしの会」再入会申込書

私は「南国暮らしの会」（通称「南の会」）の定款を遵守し、良識ある行動をとることを誓約し、入会します。

フリガナ	ローマ字 (パスポート記載通り)	年 月 日生
※氏名：	印	性別：男 女 既婚・独身
フリガナ	※住所・〒：	
TEL：	FAX：	携帯：
※入会目的：①移住希望 ②海外にロングステイ ③海外移住調査 ④面白そう ⑤その他		
現在所属団体：①ロングステイ (財) ②ワールドステイクラブ ③ロングステイクラブ ④その他 (名称)		
職業：現・元：	免許：	
資格：	趣味：	
海外で活かしたい	(記入は任意です)	
特技・知識		
これからやりたい事		
会を知った情報源 (具体的に)		
※Eメールアドレス	(携帯電話のアドレスは入れないでください) @	
会の業務に協力出来る方はご記入下さい	会役職 (理事、監事、顧問、委員等) ・会報作成 (構成、ワープロ、校正、発送業務) ・その他	

フリガナ	ローマ字 (パスポート記載通り)	年 月 日生
※家族会員氏名：	性別：男 女 夫・妻・子	
職業；現・元：	免許：	
資格：	趣味：	
海外で活かしたい	(記入は任意です)	
特技・知識		
これからやりたい事		

緊急の連絡先(必ずご記入ください)

フリガナ	続柄	
氏名：		
フリガナ	住所・〒	
TEL：	FAX：	携帯：

- 注1) 氏名・住所は楷書で記入してください。年の記入はすべて西暦をお願いします。
- 注2) ※印の項目(住所は市・区まで)は会員名簿に掲載します。公開を望まない項目があれば朱記して下さい。
- 注3) 初年度諸会費は¥5,000.です。内訳：年会費¥5,000
- 注4) 郵便振替口座番号：00170-7-24682、口座名：「南の会」 ・振込み費は皆様の負担をお願いします。
- 注5) 上記諸会費の領収書は発行しませんので、ご利用明細書を領収書代わりに保管して下さい。
- 注6) 特に1月から3月までの入会者は入会年度をハッキリ明記して下さい。

*担当及び紹介者資料、提供・送付日： 年 月 日 サイン又は印 2019.11.16改訂